

7. 耐震関係事業

地震時における建築物の倒壊等の被害の軽減には、建築物等の耐震化が必要です。豊島区では建築物等の耐震化を促進するために、耐震診断助成等の事業を行っています。

(1) 木造住宅耐震診断

豊島区は、木造住宅が密集し、その多くは古い建築物であることから、災害時における建物倒壊の被災が懸念されています。そこで、構造規定が大幅に改正された昭和56年5月31日以前に建築した木造住宅を対象に平成20年度より、耐震診断助成制度を開始し、現在、診断にかかる費用の内15万円を限度に助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-40 木造住宅耐震診断助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	19	8	5	20	10	3	6	4	0	1

(2) 木造住宅耐震改修

平成18年度より、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に助成制度を開始し、現在、耐震改修工事費用の2/3(100万円を限度)を助成しています。更に区内施工業者を利用した場合は、耐震改修工事費用の1/6(50万円を限度)を上乗せ助成しています。

実績は次のとおりです。

図表2-3-41 木造住宅耐震改修助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	7	1	1	3	4	3	3	0	0	0

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断

平成21年度より、昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震診断費用の2/3(100万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-42 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	4	1	1	3	1	0	0	1	2	0

(4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計

平成29年度より、昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震補

強設計費用の2/3(100万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-43 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計費用助成実績

年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	1	1	0	1	0	1

(5) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修

平成23年度より、昭和56年5月31日以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震改修費用の1/3(1000万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-44 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	3	1	0	0	0	0	0	0	2	0

(6) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計

平成24年度より、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の制定に伴い、昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震補強設計費用の5/12を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-45 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計費用助成実績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	5	4	2	2	2	2	0	2	0

(7) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等

平成24年度より、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の制定に伴い、昭和56年5月31日以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震改修費用等を分譲マンションでは、助成対象経費の11/12、分譲マンション以外では、助成対象経費の11/20、建替・除却では、助成対象経費の11/30を限度に助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-46 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等助成実績

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	7	5	2	4	2	1	2	2

(8) 非木造住宅耐震診断

平成21年度より、昭和56年5月31日以前に建築された非木造住宅を対象に、診断費用の2/3(20万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-47 非木造住宅耐震診断助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0

(9)耐震シェルター設置

平成 21 年度より、昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された木造住宅にお住まいの、高齢者・障害者の方を対象に、耐震シェルターの設置費用を助成しています。令和元年度より上限額を 30 万円から 60 万円に増額しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-48 耐震シェルター助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	3	0	0	0	1	0	0	0	1	0

(10)ブロック塀等の改善工事

平成 23 年度より、道路沿いの地震により倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者の方を対象に、撤去費用(2,500 円/m)、新設工事費用(設置費用の 1/2(30 万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-49 ブロック塀等の改善工事助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	2	0	2	0	0	14	17	12	2	2

※平成 30 年度から令和 2 年度のみ大阪北部地震の被害を受け特別措置として費用(6,000 円/m²)、新設工事費用(設置費用の 2/3(合計 200 万円を限度)に助成額を増額しています。

(11)土砂災害警戒区域内擁壁等専門家派遣

令和 2 年度より、土砂災害警戒区域内の擁壁等の所有者等からの申請によって、擁壁等の現状の把握、維持管理、対策工事等の相談に対し、専門家である建築士を派遣しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-50 土砂災害警戒区域内擁壁等専門家派遣実績

年 度	2 年度	3 年度	4 年度
派遣回数	6	2	1

(12)土砂災害特別警戒区域内擁壁補強設計

令和 2 年度より、土砂災害特別警戒区域内の擁壁等の所有者等からの申請によって、擁壁の補強設計等に要した費用の一部を助成しています。

(13)土砂災害特別警戒区域内擁壁等対策工事

令和2年度より、土砂災害特別警戒区域内の擁壁等の所有者等からの申請によって、擁壁等の対策工事に要した費用の一部を助成しています。

(14) 分譲マンション耐震診断

平成20年度より、昭和56年5月以前に建築確認を受け建築された分譲マンションの管理組合を対象に、耐震診断費用の2/3(100万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-51 分譲マンション耐震診断助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
件数	1	3	1	0	5	2	1	0	1	1

(15) 分譲マンション耐震設計

平成29年度より、昭和56年5月以前に建築確認を受け建築された分譲マンションの管理組合を対象に、耐震補強設計費用の2/3(100万円を限度)を助成しています。

(16) 分譲マンション耐震改修

平成22年度より、昭和56年5月以前に建築確認を受け建築された分譲マンションの管理組合を対象に、耐震改修費用の23%(1,000万円を限度)を助成しています。